

整備基準（規則別表第2）第2
建築物以外の公共の交通機関

第2 建築物以外の公共交通機関の施設

1 利用者用の便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(2)及び(3)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
 - ア 利用者の用に供する男子用小便器を設ける場合には、床置き又はこれに類する小便器を1以上設けること。
 - イ アの規定により設けられる小便器のうち1以上は、手すりが設けられていること。
 - ウ ベビーチェア、ベビーベッド等を設置すること。
- (2) 1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅に利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(6)に定める便所を1以上設けること。
- (3) 床面積が10,000平方メートル以上の鉄道駅の利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(7)に定める便所を1以上設けること。

2 利用者用の授乳及びおむつ交換の場所

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅にあっては、第1の表17の項(2)の構造の安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上（これらの場所を別々に設ける場合は、それぞれ1以上）設けること。

解説

本規定は、建築基準法上の建築物でないものに適用され、建築基準法上の建築物については、第1建築物の規定が適用されます。

■整備すべき箇所

POINT 1

利用者の用に供する便所を設ける場合

- 介助者同伴用便房+ベビーチェア及びベビーベッド等⇒1以上
- 男子用小便器⇒床置き又はこれに類する小便器を1以上
- オストメイト対応設備設置便房⇒1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅に1以上
- 大人用介護ベッド設置便房⇒床面積が10,000平方メートル以上の鉄道駅に1以上
- 授乳及びおむつ交換の場所⇒1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅に1以上